

◇ 資 料 ◇

『1804年ナポレオン民法典』（2）

中 村 義 孝* (訳)

第 6 編 離婚 (Du Divorce)

第 1 章 離婚理由 (Des Causes du Divorce)

第229条 夫は、妻の姦通を理由として離婚を請求することができる。

第230条 妻は、夫が自分たちの家に妾を引き留めたときは夫の姦通を理由として離婚を請求することができる。

第231条 夫婦は、一方の他方に対する暴力行為 (excès), 虐待 (séVICES) またはひどい侮辱 (injures graves) を理由として互いに離婚を請求することができる。

第232条 夫婦の一方に対する名誉刑の言い渡しは、他方の者にとって離婚理由となる。

第233条 法律により定められた方法により表明された夫婦相互の且つ固執した合意は、法律が定める条件で且つ証拠に従って、共同の生活が夫婦にとって耐え難いものであり、両者の関係で確固とした離婚理由が存在するという十分な証拠となる。

第 2 章 特定の理由による離婚 (Du Divorce pour Cause déterminée)

第 1 節 特定の理由による離婚の手続き (Des Formes du Divorce pour cause déterminée)

第234条 特定の理由による離婚請求の原因となる事実の性質または犯罪の性質がいかなるものであっても、この離婚請求は夫婦の住所地の郡裁判所においてなれば手続きをすることはできない。

* なかむら・よしたか 立命館大学名誉教授

第235条 離婚を請求する配偶者が申し立てたなんらかの事実が検察官からすれば重罪訴追の原因であるときは、重罪裁判所（tribunal criminel）の判決が下されるまで、離婚訴訟は停止されなければならない。重罪裁判所の判決の後、離婚訴訟を再び始めることができる。但し、離婚を請求する配偶者に対していかなる訴訟不受理事由（fin de non-recevoir）もいかなる先決すべき特例（exception préjudicielle）もその重罪判決から結論することはできない。

第236条 すべての離婚請求書面には事実を詳細に記載しなければならない。離婚請求書面は、証拠書類（pièces à l'appui）があるときはその書類と共に離婚を請求する配偶者自らその任務を行う裁判所所長または裁判官に提出しなければならない。但し、離婚を請求する配偶者が病気のため提出することができないときはこの限りでない。その場合には、離婚を請求する者の請求および2人の内科医または外科医もしくは2人の学位のない特別免許の開業医（officiers de santé）の請求と証明書にもとづいて、裁判官が離婚請求書面を受け取るために離婚を請求する者の住居に赴かなければならない。

第237条 裁判官は、離婚を請求する者の要求を聴き、裁判官が請求者に適切だと考える指摘を行った後、離婚の請求書面および証拠書類に花押を記し、それらすべてのものを交付した調書を作成しなければならない。この調書には裁判官と離婚を請求する者が署名しなければならない。離婚を請求する者が署名することを知らないかまたはできないときは、その旨記載されなければならない。

第238条 裁判官は、原告被告の両当事者が自身で裁判官の指定した日時に裁判官のもとに出頭すべきことを前条の調書の末尾に命じなければならない。そのために、その命令書の写しを離婚が請求されている当事者に届けなければならない。

第239条 裁判官は、指定された日に、夫婦が出席しているときは夫婦に対して、または離婚を請求する者だけが出席しているときはその者に対して和解（rapprochement）をすべきことが適切であるとする提示をしなければならない。和解をすることができないときは、裁判官はその旨の調書を作成して、離婚を請求する書面および証拠書類を検察官に伝達しなければならず、裁判所においてそのすべての急速審理（référé）を命じなければならない。

第240条 その後3日以内に、裁判所は、所長またはその職務を行うべき裁判官の報告および検察官の意見にもとづいて、被告の召喚を許可または中断しなければならない。中断の期間は20日を超えることはできない。

第241条 原告は、裁判所の許可により、通常の手続きで、法律が定めた期間内に

非公開の法廷に被告が自身で出頭するよう召喚させなければならない。原告は、召喚状の冒頭に離婚請求と証拠書類の写しを示さなければならない。

第242条 期間の終わりに、被告が出頭しているか否かを問わず、原告は自身でまたは時宜にかなっていると判断したときは弁護人に補佐されて、請求の理由を述べまたは述べさせなければならない。原告は、請求の理由を強調する書面を提出しなければならずまた聴取してもらうことを目的として証人を選任しなければならない。

第243条 被告は、自身でまたは代理人によって出頭したときは、原告の請求理由、原告が提出した書面、原告が選任した証人について意見を述べまたは述べさせなければならない。被告は、自分の方でも聴取してもらうことを目的として証人を選任しなければならず、原告はそれらのことについて意見を述べなければならない。

第244条 両当事者の出頭、供述、意見ならびに当事者のいずれかが行うことができる自認の調書が作成されなければならない。この調書の読み聞かせが両当事者に対して行われ、両当事者は調書に署名するよう求められる。両当事者が署名したこと、または当事者が署名できないか署名することを望まないという申し立てはその旨ははっきりと欄外に付記されなければならない。

第245条 裁判所は、日時を決めて、両当事者に公開の法廷に出頭するよう指示しなければならない。裁判所は、訴訟手続きについて検察官に通知しなければならない。報告者を任命しなければならない。被告が出頭しなかったときは、原告は定められた期間内に裁判所の決定を被告に通達してもらわなければならない。

第246条 定められた日時に、受命裁判官(juge commis)の報告にもとづいて、検察官の意見が聴取され、裁判所は、その法的根拠が主張されたときは、訴訟不受理事由について先ず判決しなければならない。訴訟不受理事由が決定的であるときは、離婚請求を却下しなければならない。逆の場合、または訴訟不受理事由が主張されなかったときは、離婚請求は許容されなければならない。

第247条 離婚請求が許容されたら直ちに、受命裁判官の報告にもとづいて、検察官の意見を聴取し、裁判所は本案について裁判しなければならない。裁判所は、請求が裁判できる状態であると判断したときは、請求を認めなければならない。そうでないときは、原告には原告が主張する正確な事実についての証明を認め、被告には逆の証明を認めなければならない。

第248条 両当事者はそれぞれ、訴訟行為ごとに、裁判官の報告の後、検察官の発

言の前に、まず訴訟不受理事由について次いで本案について攻撃防御方法（moyen）を自分で提出しまたは提出させることができる。但し、原告が自身で出頭しなかったときは、いかなる場合においても原告の弁護人は認められない。

第249条 裁判所書記は、証人尋問（enquête）を命じる判決の言い渡しの後直ちに、両当事者が尋問してもらおうつむりの証人の名前が記されている調書の部分の朗読を命じなければならない。裁判所所長は、両当事者にさらに別の証人を指名することができるがこの時点以後は指名できないことを警告しなければならない。

第250条 続いて両当事者はそれぞれ、拒否したいと望む証人の忌避を申し出なければならない。裁判所は、検察官の意見を聴いてこの忌避について裁判しなければならない。

第251条 両当事者の親族は、その子および卑属を除いて、その身分を理由として親族の長も当事者の家事使用人も忌避できない。但し、裁判所は、その身分の理由を斟酌して、親族および家事使用人の供述を聴かなければならない。

第252条 人証（preuve testimoniale）を認める判決は、尋問するべき証人を指名し、且つ両当事者が証人を出席させるべき日時を定めなければならない。

第253条 証人尋問は、検察官、両当事者および双方3人までの弁護人または友人の立ち会いのもとで非公開の法廷で行われなければならない。

第254条 両当事者は、自身でまたは弁護人を通じて、証人に対して適切だと判断する意見を述べ、釈明をすることができる。但し、証人が供述している間はそれを妨げることはできない。

第255条 証人の供述ならびに供述に対する申し立ておよび意見は、書面に作成されなければならない。証人尋問の調書は、証人および両当事者に読み聞かせなければならない。証人および両当事者は、調書に署名しなければならない。調書には証人および両当事者の署名であること、または署名できないか署名を望まないという申し出があったことが記載されなければならない。

第256条 裁判所は、双方の証人尋問終結の後または被告が証人を立てなかったときは原告の証人尋問終結の後、両当事者を公開の法廷に再び出廷させなければならない、その日時を指示しなければならない。裁判所は、上の手続きを検察官に伝達することを命じ、報告裁判官を任命しなければならない。この命令は、原告の申請により、定められた期間内に被告に通達されなければならない。

第257条 確定判決について定められた日に、受命裁判官の報告がなされなければならない。

ならず、それに続いて両当事者は、自身でまたは弁護人により、申し立ての根拠にとって有用だと判断する意見を述べることができる。その後検察官が意見を述べる。

第258条 確定判決は公開の法廷で言い渡されなければならない。離婚が認められたときは、原告は、身分吏の所へ行き離婚を言い渡させることができる。

第259条 離婚請求が暴力行為 (excès), 虐待 (sévices), 重大な侮辱 (injures graves) を理由としてなされたときは、その請求が十分に証明されていても、裁判官は直ちに離婚を認めることはできない。この場合、裁判官は、離婚を認める前に、妻に夫と一緒にいることをやめて、妻が適切であると判断したときは夫を受容しなくてもよいことを認めなければならない。且つ、妻が自身で生活費を賄うのに十分な収入がないときは、裁判官は、夫の能力と釣り合いのとれた扶養料 (pension alimentaire) を妻に支払うことを言い渡さなければならない。

第260条 試練の1年 (une année d'épreuve) が経過した後、両当事者が和解しないときは、原告は、法律が定める期間内に、被告を裁判所に呼び出してもらうことができる。そのときには、裁判所で離婚を認める確定判決を言い渡してもらうことができる。

第261条 夫婦の一方が名誉刑 (peine infamante) の言い渡しを受けたことを理由として離婚が請求されたときは、遵守すべき唯一の手続は、その有罪判決がいかなる法的手段によってももはや変更できないものであると記されている重罪裁判所 (tribunal criminel) の証明書を添えて有罪判決の正式な (en bonne forme) 写しを民事裁判所 (tribunal civil) に提出することである。

第262条 離婚に関して第一審裁判所が下した離婚を認める判決または終局判決に対して控訴がなされた場合は、その訴訟は控訴裁判所 (tribunal d'appel) により緊急の問題 (affaire urgente) として事前手続きが行われ判決されなければならない。

第263条 控訴は、第一審裁判所の判決が双方出席の下で対質で下されたかまたは一方が欠席して下されたかを問わず、判決の通達日から3カ月以内でなければ受理されない。終審として下された判決に対する破棄裁判所 (tribunal de cassation) への上告期間も、判決の通達日から3カ月である。上告により原判決の効果は停止される。

第264条 離婚を認める終審として下されたすべての判決または既判事項の確定力 (force de chose jugée) をもったすべての判決により離婚を認められた配偶者

は、離婚の言い渡しを受けるために、2カ月の期間内に身分吏のもとに出頭しなければならず、もう一方の配偶者は身分吏から正式に呼び出される。

第265条 前条で定められた2カ月の期間は、第一審の判決については、控訴期間満了後でなければ進行しない。控訴審において下された欠席判決については、異議申し立て期間満了後でなければ進行しない。また終審における対審判決については、破棄申し立て期間満了後でなければ進行しない。

第266条 身分吏のもとにもう一方の配偶者を呼び出さないで前条に定められた2カ月の期間をやり過ごした原告である配偶者は、獲得した判決の利益を失い、新たな離婚理由によらなければ再び離婚訴訟を行うことはできない。その場合、その配偶者は先の離婚理由を利用することはできる。

第2節 特定の理由による離婚請求の原因となる仮の措置

(Des Mesures provisoires auxquelles peut donner lieu la
Demande en divorce pour cause déterminée)

第267条 子の一時的な監督（administration provisoire）は、離婚訴訟の原告または被告である夫に継続する。但し、子の最も利益になるように母もしくは親族または検察官の請求にもとづいて裁判所が別の方法を命じたときはこの限りでない。

第268条 離婚訴訟の原告または被告である妻は、その訴訟の間、夫の住所を離れることができ、夫の能力に応じて扶養料を請求することができる。裁判所は、妻が居住すべき家屋を指示しなければならず、また必要な場合には夫が妻に支払わなければならない仮扶養料（provision alimentaire）を定めなければならない。

第269条 妻は、請求がある度ごとに裁判所から指示された家屋での居住を証明しなければならない。この証明をしないときは、夫は仮扶養料の支払いを拒否でき、且つ妻が離婚訴訟の原告であるときは、その訴訟の継続の不受理を宣告してもらうことができる。

第270条 離婚訴訟の原告または被告である妻は、夫婦財産を共有しているときは、第238条に定められた命令の日から、自己の権利保持のために、共有財産である動産に封印の添付（apposition des scellés）を訴訟のすべての段階で請求することができる。価格設定を伴った財産目録を作成しない限り、また夫が財産目録に記載された物を提示しない限り、または差し押さえ物権の保管者（gardien judiciaire）としてその価格を保証しない限り、この封印を剥がしてはな

らない。

第271条 第238条に定められた命令の日以後、夫婦財産共同体の負担として夫が負ったあらゆる義務、夫が不動産について行ったあらゆる譲渡は、妻の権利を害する意図で行われたことが証明されたときは、無効と宣告されなければならない。

第3節 特定の理由による離婚訴訟に対する訴訟不受理事由

(Des Fins de non-recevoir contre l'Action en divorce pour cause déterminée)

第272条 離婚訴訟は、その訴訟を認めた事実の後または離婚請求の後、夫婦の和解(réconciliation)により消滅する。

第273条 いずれの場合においても、原告はその訴訟において不受理を宣告されなければならない。但し、和解後に生じた理由については新たに離婚請求を提起することができ、その場合、新たな請求を行うために前の理由を利用することができる。

第274条 離婚訴訟の原告が和解があったことを否定するときは、被告は、本章第1節が定める方法で和解があったことを書面でまたは証人により証明してもらうことができる。

第3章 双方の合意による離婚 (Du Divorce par Consentement mutuel)

第275条 配偶者双方の合意は、夫が25歳未満の、または妻が21歳未満の未成年であるときは絶対に認められない。

第276条 配偶者双方の合意による離婚は、婚姻後2年を経過しなければ認められない。

第277条 配偶者双方の合意による離婚は、婚姻から20年を経過したときまた妻が45歳になったときは認められない。

第278条 いかなる場合においても、婚姻の編の第150条に定められた規則に従い父母またはその他の生存している尊属による許可がなければ、夫婦双方の合意だけでは十分ではない。

第279条 双方の合意による離婚を決心した夫婦は、予め双方のすべての動産および不動産の目録を作成し且つその評価を行い、それぞれの権利を決定しなければならない。しかし、それらのことについて後に妥協することは自由である。

第280条 以下の3点については、双方の取り決めを書面により確認しなければな

らない。

1. その婚姻から生まれた子を、裁判の期間中または離婚の言い渡し後、誰に委ねるべきか、
2. 裁判の期間中、妻はどの家屋に行きまた居住すべきか、
3. 妻が生活費を賄うのに十分な収入がないときは、夫が裁判の期間中、妻に支払うべき金額。

第281条 夫婦は、一緒に自ら郡の民事裁判所の所長のもとにまたはその任務を行う裁判官のもとに出頭しなければならず、夫婦が連れてきた2人の公証人立ち会いのもとで、離婚を望む意思の申し立て（déclaration）をしなければならない。

第282条 裁判官は、2人の公証人立ち会いのもとで、適切だと判断する提示と勧告を夫婦双方に且つ夫婦個人に行わなければならない。裁判官は、夫婦に離婚の効果を定めている本編第4章の読み聞かせをしなければならない。その手続きのあらゆる結果について夫婦に説明しなければならない。

第283条 夫婦が離婚の決意を変えないときは、裁判官は、離婚を請求しそれに双方が合意していることの確認を夫婦に求めなければならない。夫婦は、第279条および280条に定められた証明書のほかに次の証明書を直ちに提示して公証人に提出しなければならない。

1. 夫婦の出生証明書および婚姻証明書、
2. 夫婦から生まれたすべての子の出生証明書および死亡証明書、
3. 夫婦の父母またはその他の生存している尊属が知っている事由について婚姻した息子または娘、男子の孫または女子の孫が離婚を請求しそれが認められたことを記した公正な証書。夫婦の父母、祖父母は、その死亡の確認証書を提出するまでは生存しているものと推定されなければならない。

第284条 公証人は、前条の実行において語られまた行われたすべてのことについて詳細な調書を作成しなければならない。調書の原本および調書に付加しなければならない書類は、2人の公証人のうち年長者に残しておかななければならない。その調書には妻は夫婦間で合意した家に24時間以内に移り且つ離婚の言い渡しがあるまでそこに居住しなければならないという注意が記載されていなければならない。

第285条 このようにして作成された証書は、最初の証書と同一の形式を遵守して、最初の申し立てから4カ月後、7カ月後および10カ月後の月初めの15日間に更

新されなければならない。当事者は、その度ごとに、公の文書により双方の父、母またはその他の生存している尊属が最初の決意を変えないという証明を報告しなければならない。但し、当事者はその他のいかなる文書の提出も繰り返さなくてもよい。

第286条 最初の申し立てから1年が満了した後15日以内に、夫婦はそれぞれ住所地の郡の50歳以上の有力者(notable)である2人の友人に補佐されて共に自身で裁判所所長または所長の職務を行う裁判官のもとに出頭しなければならない。夫婦は、双方の同意を記した4通の調書の謄本およびその調書に添付すべきあらゆる書面を裁判官に提出しなければならない。夫婦はそれぞれ別々に他の一方および4人の有力者の面前で、裁判官に離婚の許可を請求しなければならない。

第287条 裁判官および4人の有力者が夫婦にその意見を述べた後、夫婦が離婚の決意を変えないときは、夫婦の請求書面および証拠としての書類を夫婦が渡したことの確認がなされなければならない。裁判所の書記は調書を作成し、当事者は署名しなければならない(当事者が署名することを知らずまたは署名することができないと申し立てたときはその旨付記される)また4人の有力者、裁判官および書記も署名しなければならない。

第288条 裁判官は続けて、3日以内にすべてのことを、検察官の書面による申し立てにもとづいて評議部における裁判所に付託することが記された命令を調書の末尾に記入しなければならない。検察官が書面による申し立てを行うために書記は書類を検察官に渡さなければならない。

第289条 検察官は、夫婦が最初の申し立てをしたときに夫が25歳以上で妻が21歳以上であるという証拠を書類の中に見つけたとき、またそのとき婚姻してから2年経過していること、婚姻が20年以上遡らないこと、妻が45歳未満であること、上で定められた前提条件によりおよび本章が定めるすべての要式とりわけ夫婦の父母のまたは父母が先に死去しているときは現存しているその他の尊属の許可によって双方の合意が1年間に4回表明されたことを見つけたときは、「法律は認める」という言葉でその申し立てを述べなければならない。逆の場合には、検察官は「法律は認めない」という言葉でその申し立てを述べなければならない。

第290条 裁判所は、急速審理によって、前条で指示されたこと以外の確認を行うことはできない。その結果、裁判所の見解によれば、両当事者が諸条件を満たし、法律が定める手続きを満たしたときは、離婚を認め、両当事者を身分吏の

もとへ送りそこで離婚の言い渡しながされる。逆の場合には、裁判所は離婚を認める理由がないことを宣告し、決定の理由を述べなければならない。

第291条 離婚を認める理由がないと宣告した判決の控訴は、第一審裁判所の判決から早くて10日以内遅くとも20日以内に両当事者の控訴申し立てによらなければ受理されない。

第292条 控訴状は、第一審裁判所の検察官と相手方当事者相互に伝達されなければならない。

第293条 第一審裁判所の検察官は、第2回目の控訴状の伝達を受けた日から10日以内に、判決の謄本および判決のもとになった証拠書類を控訴裁判所の検察官に渡さなければならない。控訴裁判所の検察官は、書類を受け取った日から10日以内に書面により意見を申し立てなければならない。所長または所長代理の裁判官は、控訴裁判所の評議部においてその報告をしなければならず、また検察官の申し立て書を受け取った日から10日以内に確定的な判決をしなければならない。

第294条 離婚を認める判決により、且つその判決から20日以内に、両当事者はともに自ら身分吏のもとに出頭しなければならない。そこで離婚が言い渡される。この期間が経過したときは、判決は無効となる。

第4章 離婚の効果 (Des Effets du Divorce)

第295条 なんらかの理由により離婚した夫婦は、再び婚姻することはできない。

第296条 特定の理由により離婚が言い渡された場合は、妻は離婚の言い渡し後10カ月経過しなければ再婚することはできない。

第297条 双方合意による離婚の場合は、双方ともに離婚の言い渡し後3年経過しなければ新たに婚姻することはできない。

第298条 姦通 (adultère) を理由として裁判で認められた離婚の場合は、有責配偶者 (époux coupable) は、姦通の相手方と絶対に婚姻することはできない。姦通をした妻は、検察官の請求にもとづき、同一の判決により矯正監 (maison de correction) において3カ月以上2年以下の禁錮 (réclusion) の言い渡しを受ける。

第299条 双方の合意による離婚の場合以外は、離婚理由が何であるかを問わず、離婚が認められた被告である配偶者は、婚姻契約によりまたは婚姻契約のときから、もう一方の配偶者から受けていた利益をすべて失う。

第300条 離婚が認められた原告である配偶者は、契約により相互性を定めている

か否かにかかわらず、もう一方の配偶者から受けていた利益を維持する。

第301条 裁判所は、夫婦が利益を受けていなかったときまたは契約で定められた利益が離婚を認められた原告である配偶者の生計を確保するために不十分であると考えられるときは、もう一方の配偶者の財産の中からその収入の3分の1を超えない扶養料を認めることができる。その扶養料が必要でなくなったときは、扶養料は取り消されなければならない。

第302条 離婚した夫婦の子は、離婚が認められた原告である配偶者に託されなければならない。但し、裁判所が親族または検察官の請求により子にとって最大の利益のためにすべての子またはそのうちの数人をもう一方の配偶者または第三者に託すべきことを命じたときはこの限りでない。

第303条 子が託された人が誰であろうと、父母はそれぞれその子の養育および教育を監督する権利を維持し、その能力に応じて養育および教育の分担金を支払わなければならない。

第304条 裁判において認められた離婚による婚姻の解消により、その婚姻から生まれた子は法律または父母の婚姻契約により保証されたいかなる利益も奪われることはない。但し、子の権利は離婚がなかったときに認められていたのと同じの方法で且つ同一の状況のもとでなければ認められない。

第305条 双方の合意による離婚の場合には、父母それぞれの財産の半分は、最初の離婚の申し立ての日から、その婚姻から生まれた子が当然に得るものとする。但し、その子が成年に達するまでは父母は、その資産および身分に応じて子の食料、養育および教育にとって必要なものを与えるためにその半分の享受を維持する。但し、父母の婚姻契約により子に保証されていたその他の利益を害することはできない。

第5章 別居 (De la Séparation de corps)

第306条 特定の原因による離婚を請求する理由があるときは、夫婦は別居を請求することは自由である。

第307条 別居の訴えはその他のあらゆる民事訴訟と同一の方法により提起され、事前手続きがなされ、裁判されるものとする。その訴えは夫婦双方の合意によって行うことはできない。

第308条 姦通を原因として別居が言い渡された妻は、同一の判決により、検察官の請求にもとづき、一定の期間矯正監における禁錮の言い渡しを受ける。その期間は3カ月以上2年以下とする。

第309条 夫が妻を再び引き取ることを承諾したときは、前条の刑の言い渡しを中止することができる。

第310条 妻の姦通以外の理由で別居が言い渡されたときは、3年経過後に、被告であった配偶者は裁判所に離婚を請求することができる。裁判所は、原告が出頭しまたは正式に呼び出されて直ちに別居を中止することに同意しないときは、離婚を認めなければならない。

第311条 別居は常に財産の分割を伴うものとする。

第7編 父子関係および親子関係 (De la Paternité et de la Filiation)

第1章 嫡出子または婚姻から生まれた子の親子関係 (De la Filiation des Enfants légitimes ou nés dans le Mariage)

第312条 婚姻期間中に懐胎した子は、夫を父とする。

但し、夫が、子の出生前300日から180日までの間別離を理由として、またはなんらかの事故の結果、妻と同居することが肉体的に不可能であったことを証明したときは、夫はその子の嫡出を認めないことができる。

第313条 夫は、生まれつきの性的不能 (impuissance naturelle) を主張して、その子の嫡出を認めないことはできない。夫は、姦通を理由としてその子の嫡出を否認することはできない。但し、その子の出生が夫に隠されていなかったときは、夫が父ではないことを証明できるあらゆる事実を提出することは夫には認められる。

第314条 夫は、次の場合、婚姻の日から180日以前に生まれた子の嫡出を否認することはできない。

1. 夫が婚姻以前に懐胎を知っていたとき、
2. 夫がその子の出生証明書に立ち会ったときおよび出生証明書に自身で署名したときまたは証明することを知らないという申し立てが記載されているとき、
3. その子が生存できると宣告されなかったとき。

第315条 夫は、婚姻解消の日から300日後に生まれた子の嫡出に異議を申し立てることができる。

第316条 夫は、その他の場合においてまたは夫が異議申し立てすることを認められている場合において、子の出生の地にいるときは、1カ月以内に異議申し立てをしなければならない。

夫は、子の出生の地にいなかったときは、その地に戻った後2カ月以内に異議申し立てをしなければならない。

夫は、子の出生が夫に隠されていたときは、欺瞞行為を知った後2カ月以内に異議申し立てをしなければならない。

第317条 夫が異議申し立てを行う前に死亡し、まだ異議申し立てを行う有効期間がある場合は、その子が夫の財産を占有したときから、または相続人がその占有についてその子との間に紛争があったときから2カ月間、相続人は子の嫡出に異議を申し立てることができる。

第318条 夫またはその相続人の嫡出否認を記したあらゆる裁判外の証書は、1カ月以内に子の特別後見人 (tuteur ad hoc) に対して且つその子の母の面前で、裁判所において訴訟を提起しなければ、無効とされる。

第2章 嫡出子の親子関係の証明 (Des preuves de la Filiation des Enfants légitimes)

第319条 嫡出子の親子関係は、身分証明書の登録簿に登録された出生証明書によって証明される。

第320条 この証明書がなくても嫡出子の身分を常に占有していれば十分である。

第321条 身分の占有は、子と所属する家族の間の親子関係および血縁関係の共通点を示す複数の事実の十分な結合によって証明される。

この事実の主要なものは次のとおりである。

子が所属していると主張する父の姓を常に名乗っていること、
父がその子を自分の子として扱い且つその資格でその子の教育、生活費および職に就けるのに必要なことをしていたこと、
社会がその子を常に嫡出子として認めていたこと、
家族がその子を嫡出子として認めていたこと。

第322条 なんびとも出生証明書に示され且つその証明書に従った占有に反する身分を主張することはできない。

逆に、なんびとも出生証明書に従って占有している身分に異議を唱えることはできない。

第323条 証明書もなくまた常に身分を占有していないとき、または子が偽名でまたは不明の父母から出生したものとして登録されているときは、親子関係は証人によって証明してもらうことができる。

但し、書証の端緒 (commencement de preuve par écrit) があり、または

そのときからの確かな事実による推定もしくは状況証拠が許可を決定するのに十分重要であるときでなければ、前項の証明は認められない。

第324条 書証の端緒は、家族の資格から、登録簿および父または母の私的な文書から、異議申し立てをしている当事者もしくは生存していたならば異議申し立てに利害をもっていた当事者の公文書および私文書から生じる。

第325条 反対の証明は、請求者が母だと主張する者の子ではないことまたは母子関係が証明されてもその母の夫の子ではないことを証明するために適切なあらゆる方法により行うことができる。

第326条 民事裁判所だけが子による嫡出親子関係の主張（*réclamation d'état*）にものとついで裁判する権限を有する。

第327条 身分の隠滅（*suppression d'état*）についての軽罪に対する刑事訴訟は、身分に関する争点についての確定判決の後でなければ開始することはできない。

第328条 身分についての異議申し立て訴訟は、子に関しては時効にかからない。

第329条 異議申し立てをしなかった子の相続人は、子が未成年のときに死亡したまたは成年になった後5年以内に死亡したときでなければ、訴訟を提起することはできない。

第330条 相続人は、子が提起した訴訟を継続することができる。但し、子がその訴訟を取り下げた場合または最後の訴訟手続きから3年間手続きをしないで放置した場合はこの限りでない。

第3章 非嫡出子（Des Enfants naturels）

第1節 非嫡出子の準正（De la Légitimation des Enfants naturels）

第331条 婚姻外から生まれた子は、性的商売または姦通から生まれた子を除いて、父母の婚姻前に父母が合法的に自分たちの子であると認めるときまたは挙式の証書によって自分たちの子であると認めるときは、父母が後に婚姻することによって嫡出の子となることができる。

第332条 卑属を残して死亡した子のためでも準正（*légitimation*）を行うことができる。またこの場合、準正はその卑属のために利益となる。

第333条 後に婚姻したことにより嫡出の子となった者は、この婚姻から生まれた子と同一の権利を有する。

第2節 非嫡出子の認知 (De la Reconnaissance des Enfants naturels)

第334条 出生証明書において認知がなされていなかったときは、非嫡出子の認知は公式証書 (acte authentique) によって行われる。

第335条 性的商売または姦通から生まれた子のためには、認知を行うことはできない。

第336条 母の指示および同意がない父の認知は、父に関してしか効力がない。

第337条 婚姻以前にその配偶者以外の者との間にもうけた非嫡出子のために婚姻してから配偶者の一方が行った認知は、その配偶者についてもその婚姻から生まれた子についても損害を与えることはできない。

但し、その婚姻から生まれた子が生存しないときは、前項の認知は婚姻解消後に効力を生じる。

第338条 認知を認められた非嫡出子は、嫡出子の権利を要求することはできない。非嫡出子の権利は、相続の編で定められる。

第339条 父または母からのすべての認知については、子からのあらゆる要求についてと同様に、それに利害のあるすべての者から異議を申し立てることができる。

第340条 父子関係の搜索 (recherche de la paternité) は禁じられる。誘拐の場合においては、その誘拐の時が懐妊の時と関連があるときは、利害関係者の請求にもついで、誘拐者を子の父であると宣言されることができる。

第341条 母子関係の搜索 (recherche de la maternité) は認められる。

自分の母だと主張する子は、母が出産した子と同一人であることを証明しなければならない。

書証の端緒が既にある場合でなければ、証人によって前項の証明を行うことはできない。

第342条 第335条に従って認知が認められない場合は、子には、父子関係の搜索も母子関係の搜索も認められない。

第8編 養子および非公式の後見 (De l'Adoption et de la Tutelle officieuse)

第1章 養子 (De l'Adoption)

第1節 養子およびその効果 (De l'Adoption et de ses effets)

第343条 養子縁組は、50歳以上の男女で、養子のときに子もなく法律上正当な卑

属もおらず、養子となる者より15歳以上の年長者でなければ、認められない。

第344条 なんぴとも夫婦の場合でなければ、複数の者の養子となることはできない。

第366条の場合を除いて、いかなる夫婦も配偶者の同意がなければ養子縁組をすることはできない。

第345条 養子をする能力は、未成年のときに6年以上援助を提供し且つ継続して世話をした者に対してでなければ、または戦争においてあるいは火事または洪水の際に養親の生命を救った者に対してでなければ認められない。

前項の第2の場合には、養親は、養子より年長な成人で、正当な子も卑属もないこと、また養親が婚姻しているときはその配偶者が養子縁組に同意していることで十分である。

第346条 養子縁組は、いかなる場合にも、養子が成年になる前には行うことができない。養子とその父母または父母の一方が生存しており、満25歳未満であるときは、養子は、父母または生存している父か母による養子縁組に対する同意を得なければならず、25歳以上の成人であるときは父母の助言を要請しなければならない。

第347条 養子縁組は、養子の固有の姓に加えて養親の姓を養子に与えなければならない。

第348条 養子は、その実家にとどまり、実家におけるあらゆる権利を持ち続ける。次の者の間での婚姻は禁止される。

養親と養子の間およびそれらの卑属の間、

前項の者の養子となった者の間、

養子と養親が縁組みをした後に養親から生まれた子との間、

養子と養親の配偶者との間および養親と養子の配偶者との間。

第349条 法律が定めている場合に、養子とその父母の間に継続して存在する食料を提供するという自然的な義務は、養親と養子にとっても互いに共通とみなされなければならない。

第350条 養子は養親の親族の財産についていかなる相続権も獲得しない。但し、養子は養親の相続については養親の婚姻から生まれた子と同一の権利を有する。婚姻から生まれた子が養子縁組の後に生まれたときであっても同様とする。

第351条 養子が嫡出の卑属を残さずに死亡したときは、養親が与えた物または相続により受け継いだ物が養子の死亡のときに現物で存在する場合は、養親また

はその卑属に返還しなければならない。そこから養子の債務の支払いに当てなければならない。但し、第三者の権利を侵害することはできない。

前項の物以外の養子の財産は、実家の親族に属するものとする。本条に定められた物件については、養親の卑属以外の養親の相続人はすべて常に排除される。

第352条 養親が生存している間で養子の死亡後、養子の子または卑属が後継者を残さずに死亡したときは、養親は前条で定められたように養子に与えた物を受け継ぐ。但し、この権利は養親に固有の権利であって、直系卑属であっても養親の相続人には譲渡できない。

第2節 養子縁組みの手続き (Des Formes de l'Adoption)

第353条 養子を迎えようとする者と養子になろうとする者は、養親の住所地の治安判事のもとに出頭してそこでそれぞれの同意証書を手渡さなければならない。

第354条 この証書の謄本は、前条の時から10日以内に、先に手続きをする当事者 (la partie la plus diligente) から養親の住所地を管轄する第一審裁判所の検察官に提出され、その裁判所の許可を受けなければならない。

第355条 裁判所は、評議部に集合して、適切な情報を得た後、次のことを確認しなければならない。1. 法律が定めるすべての条件が満たされているか否か、2. 養子を迎えようとする者の評判がよいか否か。

第356条 裁判所は、検察官の意見を聴いた後、その他のいかなる訴訟手続きも行わずに、理由を述べずに、次の言葉で判決を言い渡さなければならない。「養子縁組を認める、または養子縁組を認めない。」

第357条 第一審裁判所の判決後1カ月以内に、その判決は先に手続きをした当事者の訴えにもとづいて控訴裁判所の判断に委ねられ、控訴裁判所は第一審裁判所と同一の手続きで事前手続きを行って、理由を述べずに、「第一審裁判所の判決を確認する、または第一審裁判所の判決を改める、したがって養子縁組を認める、または養子縁組を認めない」と言い渡さなければならない。

第358条 養子縁組を認める控訴裁判所のすべての判決は、法廷で言い渡され、裁判所が適切だと判断する場所に適切だと判断する部数が掲示されなければならない。

第359条 控訴裁判所の判決後3カ月以内に、いずれかの当事者の請求にもとづいて、養子縁組は養親の住所地の身分吏の登録簿に登録される。

前項の登録は、控訴裁判所の判決の正式な謄本を確認した後でなければ行われない。3カ月の期間内に養子縁組が登録されなかったときは、養子縁組は効力をもたない。

第360条 養子契約を結ぶ意思を認める証書を治安判事が受け取り且つ第一審裁判所のもとに届けた後で確定判決が言い渡される前に養親が死亡したときは、事前手続きは継続して行われ、必要な場合には養子縁組は認められる。

養親の相続人は、養子縁組を容認できないと確信するときは、養子縁組に関する意見書と異議を検察官に提出することができる。

第2章 非公式の後見 (De la Tutell officieuse)

第361条 50歳以上の者で子ども嫡出の卑属もない者は、未成年者を法律上の資格により縁戚にしようと望むときは、未成年者の父母または父母のうち生存する者の承諾を得て、父母がいなくときは家族会の承諾を得て、またはその未成年者に知られた親族がいなくときはその未成年者が引き取られていた救済院(hospice)の管理者もしくはその未成年者の住所地の市町村当局の管理者の承諾を得て、その未成年者の非公式の後見人(tuteur officieux)となることができる。

第362条 配偶者は、もう一方の配偶者の同意がなければ非公式の後見人となることはできない。

第363条 子の住所地の治安判事は、非公式の後見に関する請求および承諾の調書を作成しなければならない。

第364条 非公式の後見は、15歳以下の未成年者のためで行うことはできない。

非公式の後見は、被後見未成年者(pupille)を扶養し、教育し、生計を立てることができるようにする義務を伴う。但し、特別な契約条項は別とする。

第365条 被後見未成年者がなんらかの財産を所有し且つ以前に後見に付されていたときは、その人身の管理と同様に、その財産の管理を非公式の後見人に移さなければならない。但し、非公式の後見人は教育の費用を被後見未成年者の所得から控除することはできない。

第366条 非公式の後見人が後見開始のときから満5年後で被後見未成年者が成年になる前に自分の死を予測したときは、非公式の後見人に遺言書による養子縁組が認められ、その条項は有効とされる。但し、非公式の後見人が嫡出の子を残していない場合に限る。

第367条 非公式の後見人が後見開始のときから5年前にまたは5年後に、被後見未成年者を養子にしないで死亡したときは、非公式の後見人は被後見未成年者が未成年の間は生計を維持する資力を与えなければならない。その資力の額および種類は、以前に正式な取り決めによって定められていなかったときは、後見人および被後見未成年者それぞれの代理人の間の話し合いでまたは異議があるときは裁判によって決定されなければならない。

第368条 被後見未成年者が成年になったときに、非公式の後見人が被後見人を養子にしようとして望みまた被後見人がそれを承諾するときは、前章が定める手続きに従って養子縁組が行われ、その効果はすべての点で前章と同一とする。

第369条 被後見未成年者が成年になった後3カ月以内に被後見人が非公式の後見人に対して養子縁組の目的で行った要求がまだその効果がなく、被後見人が生計を立てる状況にないときは、非公式の後見人には、被後見人の生計を賄うことができるように被後見人に補償すべきことが言い渡される。

前項の補償は、被後見人に仕事をさせるとの適切な援助とする。但し、すべてのことはこの場合を予測してなされていた約定とは別である。

第370条 被後見未成年者のなんらかの財産を管理していた非公式の後見人は、すべての場合にその管理について報告しなければならない。

第9編 親権 (De la Puissance paternelle)

第371条 子は、なん歳になっても、その父母を敬わなければならない。

第372条 子は、成年になるまでまたは親権から解放されるまで、父母の権限のもとにある。

第373条 父母が婚姻している間は、父だけが前条の権限を行使する。

第374条 子は、満18歳になった後、兵営志願 (enrôlement volontaire) のためであれば、父の許可なしに父の家を離れることはできない。

第375条 父が子の素行について非常に重大な不満の原因を抱くときは、次の矯正手段 (moyen de correction) をとらなければならない。

第376条 子が16歳未満のときは、父は1カ月を超えない期間、子を勾留してもらうことができる。そのために、郡裁判所所長 (président du tribunal d'arrondissement) は、父の請求にもとづいて、勾留命令書 (ordre d'arrestation) を交付しなければならない。

第377条 子が16歳になった後成年になるまでまたは後見解放されるまで、父は6

カ月以下の期間その子の勾留を要請することができる。父は郡裁判所所長の所に出向かなければならない。郡裁判所所長は、検察官とそのことについて協議したのち、勾留命令書を交付しましたはそれを拒否しなければならない。勾留命令書を交付する場合は、父が要請した勾留期間を短縮することができる。

第378条 いずれの場合においても、勾留命令書のほかは裁判上の書類も形式手続きも用いてはならない。同一の勾留命令書でないときは勾留命令書には勾留の理由を記してはならない。

父は、すべての費用の支払いおよび適切な食料の供給に従う旨の書面に署名しなければならない。

第379条 父は、いつでも自分が命じたまたは要請した勾留の期間を短縮することができる。勾留を終えた後、子が新たに素行不良に陥ったときは、前数条に定められたように新たな勾留が命じられる。

第380条 父が再婚したときは、最初の婚姻から生まれた子が16歳未満の場合であっても、その子を勾留してもらうためには、第377条に従わなければならない。

第381条 夫の死後再婚していない母は、夫の最も近い親族2人の承諾がなければ子を勾留してもらうことはできず、第377条に従って要請しなければならない。

第382条 子が個人の財産をもっているときまたは職業を行っているときは、その子の勾留は、16歳未満であっても、第377条に定められた手続きで要請の方法によらなければ行うことはできない。

勾留されている子は、控訴裁判所の検察官に趣意書を差し出すことができる。その検察官は、第一審裁判所の検察官によって報告をさせ、控訴裁判所所長に自分の報告をしなければならない。控訴裁判所所長は、そのことを父に知らせ、あらゆる情報を収集した後、第一審裁判所所長が交付した命令書を取り消しましたは修正することができる。

第383条 第376条、377条、378条および379条は、法律上認められた非嫡出子の父母にとっても共通とする。

第384条 婚姻期間中は父、婚姻解消後は父母のうち生存している者は、その子が満18歳になるまでまたは18歳以下で後見が解放されるまで、その子の財産の収益権（jouissance）をもつ。

第385条 前条の収益権をもつ者は、次の責任を負う。

1. 用益権者が負っている責任、
2. 子の資産に応じた食料費、生活費および教育費、

3. 年金の延滞金または元金の利息,
4. 埋葬の費用および最後の疾病の費用。

第386条 この収益権は、離婚の宣告を受けた父母のために用いてはならない。またその収益権は、再婚した場合は母に対しては終了する。

第387条 この収益権は、子が別個の労働または産業から取得した財産には及ばず、また父母がそれを収益できない旨を明示した条件で子に贈与されまたは遺贈された財産にも及ばない。

第10編 未成年、後見および後見解放 (De la Minorité, de la Tutelle et de l'Émancipation)

第1章 未成年 (De la Minorité)

第388条 満21歳にいたらない男女は未成年とする。

第2章 後見 (De la Tutelle)

第1節 父および母の後見 (De la Tutelle des Père et Mère)

第389条 父は、婚姻期間中、未成年の子の個人の財産の管理者である。

父は、所有権と収入に関して用益権のない財産に責任がある。また所有権だけに関しては法律が父に用益権を付与している財産に責任がある。

第390条 配偶者の一方の自然死または民事死による婚姻の解消後は、未成年で後見解放されていない子の後見は、当然に生存している父および母に属する。

第391条 父が生存している母に特別な補佐人 (conseil spécial) を選任したときは、母は、その補佐人の意見を聴かずに後見に関するいかなる行為も行うことはできない。

父が補佐人に行方を特に明示したときは、母は、その行為以外は補佐人の意見を聴かずに行うことができる。

第392条 この補佐人の任命は、次のいずれかの方法によらなければ行うことはできない。

1. 遺言証書により,
2. 書記の同席のもとで治安判事の前でなされた届け出でにより、または複数の公証人の前でなされた届け出でにより。

第393条 夫が死亡したときに妻が妊娠していたときは、懐妊中に夫を亡くした未

亡人の胎児の後見人（curateur au ventre）は親族会によって任命されなければならない。

子が出生したときは、母がその子の後見人になり前項の後見人は当然に後見監督人（subrogé tuteur）となる。

第394条 母は、後見人を承諾しなくてもよい。但し、母が後見人を承諾しなかったときは、後見人が任命されるまで後見人の義務を果たさなければならない。

第395条 後見人である母が再婚を望むときは、再婚以前に親族会を招集しなければならない。親族会は、母が後見人の任務を維持すべきか否かを決定しなければならない。

親族会が招集されなかったときは、母は当然に後見人の地位を失う。不法に後見人の任務を維持している母の行ったすべてのことについて母が再婚した夫は、妻と連帯して責任を負わなければならない。

第396条 正式に招集された親族会が母に後見人の任務を維持するときは、親族会は、必ず母に再婚した夫を共同後見人（cotuteur）として委ねなければならない。再婚した夫は、妻と連帯して婚姻後の財産管理に責任を負わなければならない。

第2節 父または母により付託された後見（De la Tutelle déferée par le Père ou la Mère）

第397条 親族または親族ではない者を後見人に選ぶ個人の権利は、父母のうち後に死亡する者だけに属する。

第398条 前条の権利は、第392条に定められた方法によらなければ、また後に定められる特別な修正によらなければ行使することはできない。

第399条 母が再婚し初婚の子の後見人の任務を維持していないときは、母は後見人を選ぶことはできない。

第400条 母が再婚した後見人の任務を維持しているときは、初婚の子に後見人を選ぶことができる。但し、この選任は親族会によって承認されなければ有効とはならない。

第401条 父または母が選んだ後見人は、後見人の任務を承諾しなくてもよい。但し、父または母による特別な選任がない場合に、親族会がその任務を負わせるべき者として選んだ者は別である。

第3節 直系尊属の後見 (De la Tutelle des Ascendants)

第402条 父母のうち後に死亡した者が未成年の子に後見人を選ばなかったときは、父方の祖父が後見人となる権利を有する。父方の祖父がいなくば母方の祖父が後見人となる権利を有し、このようにして系譜を遡っていくが、父方の尊属が常に同一親等の母方の尊属に優先する。

第403条 未成年の子に父方の祖父および母方の祖父がいなくて未成年の子の父方に2人の尊属がいて優先親等の2人の尊属の間で後見人となる権利が競合するときは、後見人となる権利は未成年の子の父の父方の曾祖父にあるものとする。

第404条 母方の2人の曾祖父の間で同様な競合が起こるときは、親族会によって後見人が任命されるが、親族会はこれらの2人の尊属のうちのいずれかを後見人に選ばなければならない。

第4節 親族会により付託された後見 (De la Tutelle déferée par le Conseil de famille)

第405条 まだ後見解放されていない未成年の子に父母ともになくまた父もしくは母が選んだ後見人もなく男性の尊属もなく、先に定められた資格のいずれかをもった後見人が後に定められる後見人からの排除 (exclusion) または有効な免除にあたる時は、親族会が後見人の任命をしなければならない。

第406条 前条の親族会は、未成年の子の親族または未成年の子の債権者もしくはその他の利害関係当事者の請求にもとづき、または未成年の子の住所地の治安判事の職権によりおよび提訴によって招集されなければならない。すべての者は1人の後見人の任命を行うべきことを治安判事に告げることができる。

第407条 親族会は、治安判事を含まずに、後見が開始される市町村または2万メートル (deux myriamètres) の距離内にある6人の血族または姻族で構成され、半数は父方の者半数は母方の者で、父方母方ともに近い親等の順に選ばれる。

血族は同一親等の姻族に優先し、同一親等の血族の中では年長者が年少者に優先する。

第408条 未成年者の兄弟および姉妹の夫は、前条に定められた人数制限の例外とする。

兄弟および姉妹の夫が6人以上のときは、それらの者は、すべて親族会の構

成員とし、尊属の寡婦および後見人を有効に免除された尊属とともに親族会を構成する。

兄弟および姉妹の夫が6人未満のときは、親族会を補完するためでなければその他の親族は招集されない。

第409条 直系または傍系の親族もしくは姻族の数が第407条が定める場所またはその距離内に足りないときは、治安判事はより遠距離に居住する親族もしくは姻族をまたは同一市町村内で未成年の子の父母と通常懇意にしていることが知られている市民を親族会に招集しなければならない。

第410条 治安判事は、距離内に親族または姻族が必要な数いるときでも、現存している親族もしくは姻族と同親等またはより近い親等の親族もしくは姻族でさらに遠距離の場所に居住している者を親族会に招集することを許可することができる。但し、後者のうちから幾人かの者の数を減じる方法で行われ、且つ前数条で定められた数を超えることはできない。

第411条 親族会に出席する期限は、治安判事が決められた日に定めなければならない。但し、招集の通知から親族会に出席する日の間には、出席者全員が未成年の子の住所地の市町村に居住しているときまたは2万メートルの距離内に居住しているときは、常に3日以上の間をおかななければならない。

招集された者の中にこの距離よりも遠距離に居住する者がいるときは出席期限は3万メートルにつき1日増やされる。

第412条 以上のように招集された親族、姻族または友人は、自身で会議に出席しまたは特別な受任者（*mandataire spécial*）を出席させなければならない。

その代理人（*fondé de pouvoir*）は複数の者を代理することはできない。

第413条 すべての親族、姻族または友人の中で招集されて合法的な正当化事由なしに出席しなかった者には500フランを超えない罰金が科せられる。治安判事によるその言い渡しには控訴は認められない。

第414条 正当化事由があつて出席しない者があるときは、欠席した者の出席を待つのが適切であるかまたはその者に代理を立てるのが適切であるときは、治安判事は、すべて未成年の子に利益があると考えられるように親族会を延期することができる。または休会することができる。

第415条 この親族会は当然に治安判事の所で開催されなければならない。但し、治安判事が別の場所を指定したときはこの限りでない。親族会で審議するためには、招集された構成員の4分の3以上が出席しなければならない。

第416条 治安判事は、親族会を司会しなければならないが、投票権をもち、可否同数

の場合には採決権をもつ。

第417条 フランスに居住している未成年者が植民地に財産を所有したは植民地に居住している未成年者がフランス国内に財産を所有するときは、準後見人 (protuteur) に財産の特別な管理が委ねられる。

前項の場合、後見人と準後見人とは独立であり、それぞれの管理について互いに責任を負わない。

第418条 後見人は、その面前で任命が行われたときは、任命の日からその資格で行動し且つ管理しなければならない。その面前で任命が行われなかったときは、任命が通知された日から行動し且つ管理しなければならない。

第419条 後見は一身上の任務であり後見人の相続人に受け継がれない。相続人は後見人の管理についてだけ責任を負わなければならない。相続人が成年の場合には、相続人は新たな後見人が任命されるまで管理を継続しなければならない。

第5節 後見監督人 (Du subrogé Tuteur)

第420条 すべての後見において、親族会が任命する後見監督人をおこななければならない。

後見監督人の職務は、未成年者の利益と後見人の利益が相反する場合に、未成年者の利益のために行動することである。

第421条 後見人の職務が本章第1節、第2節および第3節に定められた性質をもった者に帰属するときは、その後見人は、職務に就く前に、後見監督人を任命するために第4節に定められたとおりに構成される親族会を招集させなければならない。

前項の手続きがなされる前に後見人が管理に不当に干渉するときは、親族、債権者もしくはその他の利害関係人の請求によりまたは治安判事が職権により招集した親族会は、後見人に詐欺 (dol) があるときは、後見人から後見の職務を取り上げることができる。但し、未成年者に支払うべき損害賠償は別とする。

第422条 前条以外の後見については、後見人の任命後直ちに後見監督人を任命しなければならない。

第423条 いかなる場合においても、後見人は後見監督人の任命について投票してはならない。後見監督人は、実の兄弟の場合のほか、後見人が属さない直系および傍系の者の中から選ばなければならない。

第424条 後見監督人は、後見が空位となったときまたは後見人の生死不明により

後見が放棄されたときに当然に後見人の代わりとはならない。この場合には、後見監督人は新たな後見人の任命を行わなければならない。それに反して未成年者に損害が生じたときは損害賠償をしなければならない。

第425条 後見監督人の職務は、後見人の職務と同時に終了する。

第426条 本章第6節および第7節に含まれる規定は、後見監督人にも適用される。それにもかかわらず、後見人は、後見監督人を罷免することはできずまたその目的で招集された親族会において投票することもできない。

第6節 後見を免除する原因 (Des Causes qui dispensent de la Tutelle)

第427条 次の者は、後見を免除される。

憲法法律 (acte constitutionnel) [*1804年5月18日の組織的元老院決議のこと] 第2章、第3章および第4章により設置された機関の構成員 [*皇帝の地位の世襲者、皇族、摂政をいう]、

破棄裁判所の裁判官、破棄裁判所の検察官 (commissaire) および検事 (substitut)、

国民会計の委員 (commissaire de la comptabilité nationale)、

県知事 (préfet)、

後見が設置される県以外の県で公職に就いている市民。

第428条 次の者も同様に後見を免除される。

現役の軍人および共和国領土外で政府の任務に就いているその他のあらゆる市民。

第429条 任務が真正なものではなく、異議を申し立てられたときは、免除事由として明確にされている任務に就いている県において大臣が政府に説明した後でなければ後見の免除は言い渡されない。

第430条 前数条に定められた身分をもった市民が後見を免除される職務、兵役または任務に就いた後に後見を受諾したときは、もはや免除事由により後見免除を認めてもらうことはできない。

第431条 逆に、後見を受諾および管理の後に後見を免除される職務、任務に任じられた者は、後見の職を継続することを望まないときは、1カ月以内に親族会を招集してもらうことができ、そこで後見人の交替が行われる。

それらの職務、兵役または任務が終了したときは、新たな後見人が後見の免除を請求したとき、または前の後見人が再び後見の職に就くことを求めたときは、親族会は前の後見人を後見の職に戻すことができる。

第432条 血族または姻族でない市民は、4万メートルの範囲内に後見の職を行う身分の血族または姻族がないときに限って後見の職を受けることができる。

第433条 満65歳以上の者は後見人となることを拒むことができる。65歳になる前に後見人に任命された者は、70歳になったときに後見の職を免除してもらうことができる。

第434条 重度の身体障害に陥りそれが正当に証明された者は、後見の職を免除される。

前項の身体障害が後見の職に任せられた後に生じたときは、後見の職を免除してもらうことができる。

第435条 すべての者について、二つの後見の職にあるときは、第3の後見の職を受諾することについては正当な免除事由となる。

夫または父が一つの後見の職に就いている者は、第2の後見の職を受諾しなくてもよい。但し、自分の子の後見についてはこの限りでない。

第436条 5人の嫡出子がいる者は、それらの子の後見以外は後見の職を免除される。

共和国軍隊において兵役中に死亡した子は、前項の免除については常に5人の子の中に数えられなければならない。

その他の死亡した子は、その者自身が現存する子を残しているときでなければ、5人の子の中に数えてはならない。

第437条 後見の職に就いている間に子が生まれたときは、後見の職を辞することは認められない。

第438条 任命された後見人がその者に後見の職を付託する審議に出席しているときは、直ちに免除を申し立てなければならず、親族会がそのことについて審議しなければならない。後になってからはいかなる異議申し立ても受理されないと宣告される。

第439条 任命された後見人がその者に後見の職を付託する審議に出席していなかったときは、後見人は免除について審議するために親族会を招集してもらうことができる。

そのことについての手続きは、その任命を行った通知から3日以内になければならない。その期間は、後見人の住所地から後見が開始される場所までの距離3万メートルごとに1日増やされる。この期間が経過したときは免除の申し出は受理されない。

第440条 免除の申し出が却下されたときは、後見人は免除の申し出を認めるよう

裁判所に提訴することができる。但し、訴訟の間は仮に後見の職を行わなければならない。

第441条 裁判所で後見の職が免除されたときは、免除を却下した者は訴訟費用の言い渡しを受ける。

後見人が敗訴したときは、後見人は訴訟費用の言い渡しを受ける。

第7節 後見無能力、後見の職からの排除および解任 (De l'Incapacité, des Exclusions et Destitutions de la Tutelle)

第442条 次の者は、後見人にも親族会の構成員にもなることはできない。

1. 父母を除く未成年者、
2. 禁治産者、
3. 母および尊属以外の女性、
4. 未成年者の身分、財産または財産のかなりの部分について自分で未成年者に対して訴訟を行う者または未成年者に対して同様の訴訟を行う父母。

第443条 施体または加辱刑 (peine afflictive ou infamante) の言い渡しは、当然に後見職からの排除をもたらす。施体または加辱刑の言い渡しは、すでに後見職を付託されていたときは、同様に後見職の解任をもたらす。

第444条 次の者は後見の職から排除され、すでに後見の職を行使しているときは解任される。

1. 札付きの不品行な者、
2. その管理行為について無能力でありまたは不誠実であることが証明された者。

第445条 後見の職を排除または解任された者は、親族会の構成員となることはできない。

第446条 後見人の解任が行われるときはつねに、後見監督人の請求によりまたは治安判事が職権により招集した親族会が解任を言い渡さなければならない。

親族会の招集が従兄弟の親等または最も近い親等の1人もしくは複数の血族または姻族から明白に請求されたときは、治安判事は、必ず親族会を招集しなければならない。

第447条 後見人の排除または解任を言い渡す親族会の決定には理由が付されなければならない。後見人の意見を聴いた後でなければまたは後見人を呼び出した後でなければ解任の言い渡しを行うことはできない。

第448条 後見人が親族会の決定に同意するときは、その旨決定書に記載され、新たな後見人が直ちに後見の職を開始しなければならない。

後見人が親族会の決定に異議があるときは、後見監督人は、第一審裁判所に親族会の決定の許可を訴えなければならず、第一審裁判所は控訴の場合は別として言い渡しをしなければならない。

排除されたまたは解任された後見人は、その場合、後見人の職務の維持を表明させるために自ら後見監督人を任命することができる。

第449条 親族会の招集を請求した血族または姻族は、訴訟に参加することができる。その訴訟は、緊急事件として事前準備され且つ判決されなければならない。

第8節 後見人の財産管理 (De l'Administration du Tuteur)

第450条 後見人は、未成年者の身体に気を配らなければならずまたあらゆる民事上の行為につき未成年者を代表しなければならない。

後見人は、善良な家父として未成年者の財産を管理しなければならない。不適当な管理から生じた損害について責任を負わなければならない。

後見人は、未成年者の財産を買い取ることはできず、親族会が後見監督人にそれを賃貸借することを認めないかぎり小作契約をすることもできず、被後見未成年者に対するいかなる権利または債権の譲渡も承認することはできない。

第451条 後見人は、任命を正式に知った日から10日以内に、未成年者の財産に封印がしてあるときは封印の除去を請求しなければならず、直ちに後見監督人の面前で未成年者の財産目録を作成させなければならない。

未成年者が後見人に支払うべきなんらかの物があるときは、後見人はそのことを財産目録に申告しなければならず、それをしなかったときは後見人は支払いを受ける権利を剥奪される。また請求にもとづき公務員は、後見人にそのことを行わせなければならず、そのことは調書に記載されなければならない。

第452条 後見人は、財産目録の作成後1カ月以内に、その競売のことを記した調書の掲示または公表がなされた後に、後見監督人の面前で、公務員が受け取った物を競売にかけなければならない。親族会が現物で保管することを認めたもの以外のすべての動産を競売にかけることができる。

第453条 父母は、未成年者の財産を適切に且つ合法的に享受し、その財産を現物のままで保管することを望むときは、その動産を売却しなくてもよい。

前項の場合、父母は、自分の費用で、後見監督人により任命され且つ治安判

事の面前で宣誓した鑑定人（expert）にその財産の正当な価格の評価をさせなければならない。父母が現物のままで渡すことができない動産については、その動産の評価価格を引き渡さなければならない。

第454条 父母の後見以外のすべての後見の実行を開始するとき、親族会は、後見人が支配する財産の大きさに応じて概算書によって未成年者の毎年の費用および未成年者の財産管理の費用の総額を決定しなければならない。

前項の概算書には後見人がその管理について給料を支払う1人または複数の特別管理人（administrateur particulier）の援助を得ることが認められるか否かおよび管理については、後見人の責任であることを明記しなければならない。

第455条 親族会は、未成年者の費用を超える収入を後見人が使用する義務が始まる金額を正確に定めなければならない。この使用は6カ月以内になされなければならない。使用せずにその期間が経過したときは、後見人は、未成年者に利息を支払わなければならない。

第456条 後見人が使用を始めるべき金額を親族会に決定させなかったときは、後見人は、使用しなかった金額が僅かなものであっても、前条に定められた期間後に使用しなかった全額の利息を支払わなければならない。

第457条 父母であっても後見人は、親族会の許可なしには、未成年者のために借金することも未成年者の不動産を譲渡することも抵当に入れることもできない。

前項の許可は、絶対的な必要または明白な利益のためでなければ認められるべきではない。

絶対的な必要がある場合においては、後見人が提出した会計報告書により未成年者の金銭および収入が不十分であると証明された後でなければ、親族会は許可を認めてはならない。

いずれの場合においても親族会は、特に売却すべき不動産および有用だと判断するすべての条件を示さなければならない。

第458条 前条の目的に関する親族会の決定は、後見人が第一審の民事裁判所にそのことを請求しその認可を受けた後でなければ執行してはならない。第一審の民事裁判所においては検察官の意見を聴いた後に決定しなければならない。

第459条 その不動産の売却は、小郡（canton）におけるいつもの場所で引き続き3回の日曜日ごとに貼付された三つの貼り紙の後に、第一審裁判所の裁判官またはそのために任せられた公証人が認容した競売で、後見監督人の立ち会ひのもとで公開でなされなければならない。

前項の三つの貼紙は、それが貼付された市町村の長によって査証され証明されなければならない。

第460条 第457条および第458条が要求する未成年者の財産譲渡の手続きは、判決が共同所有者の挑発にもとづく共同所有物の競売(licitation)を命じた場合には適用されない。

前項の場合においては、共同所有物の競売は前条が定める形式によらなければ行うことはでない。但し、その場合には複数の無縁の者を参加させなければならない。

第461条 後見人は、親族会の事前の許可がなければ未成年者に相続を承諾することも拒否することもできないし、限定承認付きでなければ承諾をすることはできない。

第462条 未成年者の名において拒否された相続が他の者によって承諾されなかった場合は、親族会の新たな決定によりそのために許可された後見人によりまたは未成年者が成年になったときは自分で相続を回復することができる。但し、相続回復のときに存在した状態且つ相続人不在の間に適法に行われた売却およびその他の行為を損なうことはできない。

第463条 後見人は、親族会の許可がなければ、未成年者に対してなされた贈与を承諾することはできない。

贈与は、未成年者に対しては成年に対するのと同一の効果をもつ。

第464条 いかなる後見人も親族会の許可がなければ、未成年者の不動産物権に関する訴訟を行うことはできず、また不動産物権に関する請求を承認することもできない。

第465条 後見人が未成年者の財産の分割を行うためには、親族会の許可を必要とする。但し、未成年者に対する分割請求に応じることは、親族会の許可なしに行うことができる。

第466条 未成年者が成年に認められたすべての効果を得るためには、財産配分は、相続開始地の民事裁判所が任命した鑑定人の評価の後、裁判所においてなされなければならない。

前項の鑑定人は、前項の裁判所またはその裁判所が任命した別の裁判官のもとで適切且つ誠実にその職務を遂行する旨宣誓した後、相続財産の分割を行わなければならない。取り分の形成を行わなければならない。取り分の形成は、民事裁判所裁判官または裁判官が任命した公証人の面前で抽選で行われ、裁判官が取り分の引き渡しを行わなければならない。

この手続きによらないその他の配分は、すべて仮配分とみなされる。

第467条 後見人は、親族会が許可を得て且つ民事裁判所の検察官が指名した3人の法律家（jurisconsulte）の見解を得た後でなければ、未成年者の名において和解する（transiger）ことはできない。

前項の和解（transaction）は検察官の意見を聴いた後、民事裁判所が承認しないときは有効とはならない。

第468条 後見人は、未成年者の素行について著しい不満があるときは、親族会に苦情を申し立てることができる。親族会は、その苦情を認めたときは、この問題について定めた親権の編に従って未成年者の禁錮を訴えることができる。

第9節 後見の計算（Des Comptes de la Tutelle）

第469条 すべての後見人は、その管理が終わったときは管理について責任を負う。

第470条 父母以外のすべての後見人は、後見期間中であっても、親族会が決めることが時宜を得ていると判断した時期に、その管理についての状況の報告書を後見監督人に提出しなければならない。しかし、後見人は毎年その報告書を2通以上提出する必要はない。

後見人は、前項の報告書を印紙を貼ってない紙に記して無料で且つ裁判所の手続きなしに作成し提出しなければならない。

第471条 後見人の最終の会計報告書は、未成年者が成年に達したときまたは後見解放のときに未成年者の費用で引き渡されなければならない。後見人は、その費用を前払いしなければならない。

後見人には正当で十分なおよびその目的が有用である費用が支払われなければならない。

第472条 後見人と成年に達した未成年者の間で結んだすべての契約は、その契約の少なくとも10日以前に、詳細な会計報告書および証拠書類の引き渡しがないかかったら、また収支報告受理者（oyant compte）の受け取り証によってすべてのことが証明されていなかったら無効とする。。

第473条 会計報告書に異議があるときは、民事に関する他の異議と同様に裁判所に訴えて判決を受けなければならない。

第474条 後見人が未成年者に支払うべき未払い金があるときは、訴えがなくても会計報告書の終期から利息が生じる。

未成年者が後見人に支払うべき未払い金の利息は、会計報告書の終期の後、催促の日からでなければ生じない。

第475条 後見の行為に関する後見人に対する未成年者のすべての訴訟は、成年に達したときから10年で時効にかかる。

第3章 後見解放 (De l'Émancipation)

第476条 未成年者は、婚姻により当然の権利として後見を解放される。

第477条 未成年者は、婚姻していないときでも、満15歳に達したら父または父がいないときは母により後見を解放される。

前項の後見解放は、裁判所書記の立ち会いのもとで治安判事が受け取る父または母の届け出でだけで行われる。

第478条 父母がいない未成年者は、満18歳に達したときに親族会が可能だと判断したときは後見を解放される。

前項の場合、後見解放は、親族会がそれを許可する決定書および親族会の議長である治安判事がその決定書に未成年者は後見を解放されると記入した確認により行われる。

第479条 後見人が前条で定められた未成年者の後見解放についていかなる訴訟も起こさず、未成年者の従兄弟またはそれより近親の1人または複数の血族もしくは姻族が後見解放が可能であると判断したときは、それらの者はこの問題について決定するために親族会の招集を治安判事に請求することができる。

治安判事はその請求を認めなければならない。

第480条 後見の報告書は、親族会が任命した保佐人 (curateur) 立ち会いのもとで未成年者に引き渡されなければならない。

第481条 後見を解放された未成年者は、9年を超えない賃貸借を契約することができる。後見を解放された未成年者は、その収益を受領し、その受領書を渡し、また純粋に管理だけのあらゆる行為を行うことができる。但し、成年自身ができないすべての場合の行為に対しては未成年者は原状回復はできない。

第482条 後見を解放された未成年者は、保佐人の立ち会いなしに、不動産訴訟を起こすことはできず、またそれを防御することもできず、動産の元金を受領することも受領書を渡すこともできない。保佐人は、未成年者が動産の元金を受領したときは受領した元金の用法を監督しなければならない。

第483条 後見を解放された未成年者は、いかなる口実によっても、親族会の決定がなければ且つ検察官の意見を聴いた後に民事裁判所の承認がなければ、借金をすることはできない。

第484条 後見を解放された未成年者は、まだ後見を解放されていない未成年者に

対して定められている手続きを遵守しなければ、自己の不動産を売却することも譲渡することもまた純粋な管理行為（acte d'administration）[*財産の通常の利用行為で、処分行為と保存行為の中間の行為] 以外のいかなる行為も行うことはできない。

買入れまたはその他の手段により契約した債務については、債務が過剰の場合には債務の過剰分は減少されなければならない。裁判所は、この問題について、未成年者の資産、未成年者と契約した者の善意または悪意、支出が有益であるかまたは無益であるかを考慮しなければならない。

第485条 前条の規定により債務の過剰分が減少された後見を解放された未成年者は、後見解放の利益を剥奪されることがある。後見解放の利益を剥奪する場合は、以前に後見解放の利益を与えたのと同一の手続きによらなければならない。

第486条 後見解放が取り消された日から、未成年者は再び後見の状態に戻り、成年に達するまで後見の状態にとどまらなければならない。

第487条 後見を解放された未成年者が商取引をするときは、その商取引に関する行為については成年とみなされる。

第11編 成年、禁治産および裁判上の保佐 (De la Majorité, de l'Interdiction, et du Conseil judiciaire)

第1章 成年 (De la Majorité)

第488条 成年は満21歳以上とする。成年は婚姻の編に定められた制限を除いてすべての民事上の行為を行うことができる。

第2章 禁治産 (De l'Interdiction)

第489条 痴愚 (imbécillité)、心神喪失 (démence)、狂気 (fureur) の常態にある成年は、意識がはっきりしている状態に戻ったときでも、禁治産者とされなければならない。

第490条 すべての血族は、その血族が禁治産を受ける訴えを起こすことができる。夫婦も互いにその訴えを起こすことができる。

第491条 狂気の場合に夫婦からも血族からも禁治産の訴えが起こされなかったときは、検察官がその訴えを起こさなければならない。痴愚または心神喪失の場合には、配偶者もなく知られた血族もいない者に対しては、検察官が禁治産の

訴えを起こすことができる。

第492条 禁治産の訴えは、第一審裁判所に起こさなければならない。

第493条 痴愚、心神喪失または狂気的事实は書面により明確にされなければならない。禁治産の訴えを起こした者は、証人および証拠を提出しなければならない。

第494条 裁判所は、未成年、後見および後見解放について規定している編の第2章第4節に定められた方法に従って構成された親族会が禁治産の訴えを起こされた者の状態に関する意見を述べるよう命じなければならない。

第495条 禁治産の訴えを起こした者は、親族会に加わることはできない。しかし禁治産の訴えを起こされた者の夫または妻および子は、親族会での投票権をもたずに親族会に加わることが認められる。

第496条 裁判所は、親族会の意見を聴いた後、評議部において被告を尋問しなければならない。被告が出席できないときは、書記官立ち会いのもとで1人の裁判官が被告の住居において尋問しなければならない。いずれの場合にも検察官は尋問に出席しなければならない。

第497条 第1回目の尋問の後、必要があるときは、被告の身体および財産に留意するために臨時管理人 (administrateur provisoire) を任命しなければならない。

第498条 禁治産の申し立てについての判決は、当事者を審問または呼び出した公開の法廷においてでなければ言い渡すことはできない。

第499条 裁判所は、禁治産の申し立てを却下したときでも状況からみて必要な場合には、被告は、今後は同じ判決が任命した補佐人 (conseil) の立ち会いなしには訴訟を起こすことも、和解をすることも、借金をすることも、動産を受領することもできず、また受領書を与えることも、財産を譲渡することも、抵当財産を設定することもできない旨命じることができる。

第500条 控訴裁判所は、第一審裁判所の判決が控訴された場合は、必要だと判断したときは、禁治産が申し立てられている者を改めて尋問または検察官に尋問させることができる。

第501条 禁治産または補佐人の任命を言い渡した判決は、原告の請求により、10日以内に、当事者に通達されなければならない、登録簿に登録されなければならない、裁判所の法廷および郡の公証人事務所に掲示されなければならない。

第502条 禁治産または補佐人の任命は判決の日から効力をもつ。禁治産者が後に作成したまたは補佐人の立ち会いなしに作成したすべての証書は当然に無効と

する。

第503条 禁治産以前に作成された証書は、その証書が作成されたときに禁治産の原因が明らかに存在していたときは、取り消すことができる。

第504条 死亡以前に禁治産が言い渡されたときでなければ、個人の死亡後に、心神喪失を理由としてその個人が作成した証書に対して訴訟を起こすことはできない。但し、心神喪失の証拠が訴訟を起こされた証書から明らかなきはこの限りでない。

第505条 第一審裁判所が下した禁治産判決を控訴しなかったときまたは控訴にもとづいて第一審裁判所の判決を是認したときは、未成年、後見および後見解放の編に定められた規定に従って、禁治産者に後見人および後見監督人を任命しなければならない。臨時管理人はその職務を終え、臨時管理人が後見人でないときは、後見人に報告をしなければならない。

第506条 夫は、当然に禁治産の妻の後見人となる。

第507条 妻は、夫の後見人として任命され得る。この場合、親族会が管理の手続きと条件を決定しなければならない。但し、妻は、自分が親族会の決定によって損害を受けたと考えるときは、裁判所に訴えることができる。

第508条 禁治産者の配偶者、尊属および卑属以外のなんびとも禁治産者の後見を10年を超えて継続しなくてもよい。この期間が経過したら後見人はその交替者を要求することができ、交替者を得なければならない。

第509条 禁治産者は、その身体および財産について未成年者と同一視される。未成年者の後見に関する法律は、禁治産者の後见到適用されなければならない。

第510条 禁治産者の収益は、本質的にその境遇を穏やかにしたその回復をはやめるために使用されなければならない。その疾病の性質とその資産状況に応じて、親族会は、禁治産者がその住居に住みまたは療養所 (maison de santé) および救済院 (hospice) に入れられることを決定することができる。

第511条 禁治産者の子の婚姻が問題となるときは、持参金 (dot)、相続分の前渡し (avancement d'hoirie) およびその他の夫婦財産契約書 (conventions matrimoniales) は、検察官の申し立てにもとづいて、親族会の意見により決定され、裁判所により許可されなければならない。

第512条 禁治産を決定した原因が終了したら禁治産は終了する。但し、取り消しは、禁治産を受けることについて定められた手続きに従わなければ言い渡されない禁治産者は取り消し判決の後でなければその権利を再び行使することはできない。

第3章 裁判上の保佐 (Du Conseil judiciaire)

第513条 浪費家 (prodigue) は、裁判所が任命した保佐人の立ち会いなしには、訴訟を起こし、和解をし、借金をし、資金を受け取ってその受領書を与え、抵当に入れたその財産を贈与し、譲渡することを禁じられる。

第514条 保佐人の立ち会いなしに法律上の行為を行うことの禁止は、禁治産を請求する権利のある者が提訴することができる。その請求は、禁治産の請求と同一の方法で審理され、判決される。

前項の禁止は、禁治産と同一の手続きを遵守しなければ取り消され得ない。

第515条 禁治産または保佐人の任命に関してはいかなる判決も、検察官の申し立てにもとづかなければ、第一審においても、控訴審においても言い渡すことはできない。

第2部 財産および所有権の種々の変更 (Des Biens, et des différentes Modifications de la Propriété)

第1編 財産の区別 (De la distinction des Biens)

第516条 財産は、すべて動産 (meuble) または不動産 (immeuble) とする。

第1章 不動産 (Des Immeubles)

第517条 財産は、その性質により、その用途によりまたはそれが適合する目的により不動産とする。

第518条 土地 (fonds de terre) および建築物 (bâtiments) は、その性質により不動産とする。

第519条 支柱に固定されて建築物の一部を構成する風車または水車 (moulin à vent ou à eau) も、その性質により不動産とする。

第520条 根をもちまだ刈り取られていない収穫物およびまだ摘み取られていない木の実も同様に不動産とする。

穀物は刈り取られたときから、果実は摘み取られたときから、まだ運び出されていなくても、動産とする。

収穫物は一部だけが刈り取られたときは、刈り取られた一部だけは動産とする。

第521条 通常に伐採された低木または規則正しく切られた大木は、既に切り倒されたものだけを動産とする。

第522条 土地所有者が耕作のために小作人（fermier）または分益小作人（métayer）に貸した動物は、その動物の価格が見積もられていると否とにかかわらず、その土地につき止められている限り不動産とみなされる。

土地所有者が小作人または分益小作人以外の者に家畜賃貸借契約（cheptel）として与えた動物は動産とする。

第523条 家屋またはその他の不動産に水を導く管は、その管が付けられている土地の一部を構成し不動産である。

第524条 土地の所有者がその土地の使用および開拓のためにそこに設置した物は、その用途により不動産とする。

したがって土地の所有者がその土地の使用および開拓のために設置した次の物は、用途により不動産とする。

耕作のためにつながれている動物、

耕作器具、

小作人または地代現物納の小作人（colon paritaire）に与えた種子、

鳩小屋の鳩、

兎小屋の兎、

蜜蜂の巣箱、

池の魚、

搾り機、釜、蒸留器、桶および樽、

鍛冶場、製紙およびその他の工場の利用に必要な器具、

藁および肥料。

土地所有者が永続的に土地に設置したすべての動産も用途による不動産とする。

第525条 所有者がその不動産に動産を石膏または石灰もしくはセメントで貼り付けそれを壊さずには動産を切り離すことはできずまたは貼り付けられた不動産の一部を壊さずには動産を切り離すことができない場合は、所有者は永久に動産を不動産に固定したものとみなされる。

共同住宅の窓ガラスは、それが固定された寄せ木が木枠と一体のものであるときは、永久に設置されたものとみなされる。

銘板およびその他の装飾も同様とする。

彫像については、特別に作り付けられたくぼみ台に据え付けられそれを壊さ

ずには取り除くことができないときは、不動産とする。

第526条 次のものは、それが適合する目的により不動産とする。

不動産の用益権 (usufruit),
地役権 (servitude) または土地使用権 (service fonciere),
不動産を権利として要求することを目指す訴訟。

第2章 動産 (Des Meubles)

第527条 財産は、その性質によりまたは法律の決定により動産とする。

第528条 動物のように自分で動くかまたは無生物のように他の力によって場所を変えることができる物で、ある場所から他の場所へ動くことができる物は、性質により動産とする。

第529条 要求できる金額または動産を目的とする債務および訴権または金融会社、商事会社、製造会社における株式もしくは利益は、それらの企業に従属する不動産がそれらの会社のものであるにもかかわらず、法律の決定により動産とする。これらの株式または利益は、会社が存続するかぎり、それぞれの社員だけに関しては動産とみなされる。

共和国からのまたは個人からの永久定期金または終身定期金 (rente perpétuelle ou viagère) は、法律の決定による動産とする。

第530条 不動産売却の代価についてまたは有償もしくは無償で不動産譲渡の条件として永久に設定されたすべての定期金は、本質的に買い戻すことができる。

但し、債権者には買い戻しの取り決めおよび条件を決定することが認められる。

債権者には一定の期間経過後でなければ定期金を償還することができないと取り決めることも認められる。その期間は30年を超えることはできず、これに反する契約条項は無効とする。

第531条 ボート、渡し船、大型の船、船の上の風車および水槽、支柱で固定されていないすべての工場のような所であって家屋の一部でない物は動産とする。

但し、これらの物のいずれかの差し押さえは、その重要性の故に、民事訴訟法に定められる特別な手続きによらなければならない。

第532条 建物の取り壊しから生じる資材、新しい建築物の建造のために集められた資材は、建造物内で職人によって使用されるまでは動産とする。

第533条 他に何の付加も指示もなく、法律の規定または人についてだけで用いられる可動の (meuble) という言葉には、現金、宝石、売掛金、書籍、記章、

科学および技術工芸の器具，下着，馬，工具，武器，穀物，酒，干し草，食料品は含まれない。また，商品取引の対象となるものも含まれない。

第534条 家具（meubles meublants）という言葉には，壁掛け，寝台，椅子，鏡，振り子時計，卓，磁器およびこのような性質をもったその他の物のように部屋の使用および飾りにするものしか含まれない。

部屋の動産の一部である絵画および彫像も家具に含まれる。但し，回廊または特別な部屋にある絵画の収集品は家具に含まれない。

前項のような磁器は家具に含まれない。ただ部屋の飾りの一部である磁器は家具に含まれる。

第535条 動産（biens meubles, biens de mobilier, biens d'effets mobiliers）という表現には，同様に上で定められた規則により可動とみなされたすべての物が含まれる。

家具付き家屋の売却または贈与は家具だけを含む。

第536条 そこにあるすべての物と一緒にした家具の売却または贈与には，現金，売掛金およびその名目が家屋内にあるその他の権利は含まない。但し，その他のすべての動産は含まれる。

第3章 所有者との関係における財産（Des Biens dans leur rapport avec ceux qui les possèdent）

第537条 私人は，法律が定めた修正を条件として，その者に属する財産を自由に使うことができる。

私人に属さない財産は，その財産に固有の手続きと規則によらなければ，管理することもまた譲渡することもできない。

第538条 国家が維持する道路（chemin, route, rue），航行可能な河川，海岸，砂州，港湾，小港，錨地および一般に私人が所有できない国土の一部は，行政財産（domaine public）に付属する物とみなされる。

第539条 持ち主のないすべての財産，相続人がなくて死亡した者の財産または相続が放棄された財産は，国家に属する。

第540条 戦争が行われている場所の城門，城壁，堀，要塞もまた行政財産の一部とする。

第541条 既に戦争が行われていない場所の土地，要塞も前条と同様とする。それらの場所は，有効に譲渡されていない場合またはそれに対して所有権が定められていない場合は国家に属する。

第542条 市町村の財産とは、一または複数の市町村の住民がその財産の所有権または産物について既得権をもっている財産をいう。

第543条 人は、財産について所有権、単なる用益権または土地使用権だけを要求する権利をもつことができる。

第2編 所有権 (De la Propriété)

第544条 所有権とは、最も完全に物を使用し処分する権利である。但し、法律または規則が禁じる使用を行うことはできない。

第545条 なんびとも、公益のためになければ且つ事前の正当な補償と引き換えでなければ、その所有権の譲渡を強制されることはない。

第546条 動産であれ不動産であれ物の所有権は、その物が生み出すすべての物および自然にまたは人工的にその物に付随的に結合された物についても権利を有する。

前項の権利を従物取得権 (droit d'accession) という。

第1章 物が生み出す物の従物取得権 (Du Droit d'accession sur ce qui est produit par la chose)

第547条 土地の天然果実 (fruit naturel) または生産果実 (fruit industriel)、民事果実 (fruit civil) は土地の所有者に属する。

繁殖した動物は従物取得権により所有者に属する。

第548条 物から生じた産出物 (fruit produit) は、第三者が行った耕作、作業および種子の費用を償還しない限り所有者に属さない。

第549条 単なる占有者 (simple possesseur) は、善意で占有する場合に限って自己の果実とすることができる。善意でない場合は、要求する所有者に物とともに果実を返還しなければならない。

第550条 所有権の瑕疵を知らないで所有権譲渡によって所有者として占有するとき、占有者は善意である。

その瑕疵を知ったときから占有者は善意でなくなる。

第2章 物に結合し合体する物の従物取得権（Du Droit d'accession sur ce qui s'unit et s'incorpore à la chose）

第551条 物に結合し合体したすべての物は、以下に定める規則に従い所有者に属する。

第1節 不動産に関する従物取得権（Du droit d'accession relativement aux choses immobilières）

第552条 地面の所有権は、その地面の上部および下部の所有権を伴う。

地面の所有者は、地面の上部に自己が都合よいと判断するあらゆる植え付けおよび建築を行うことができる。但し、地役権または土地使用権の編で定められた例外はこの限りでない。

地面の所有者は、地面の下部に自己が都合よいと判断する建築および掘削を行い、その掘削により生産されるすべての産物を取り出すことができる。但し、鉱山に関する法規および警察法規が定めた修正はこの限りでない。

第553条 地上または地下にあるすべての建築物、作物および制作物は、逆のことが証明されない限り、その土地の所有者が自己の費用で設置した所有者に属するとみなされる。但し、第三者が他人の建物の地下またはその他すべての建築物の一部の所有権を時効で得たときはこの限りでない。

第554条 自己のものでない材料で建築物、作物および制作物を作った地面の所有者は、その材料の価格を支払わなければならない、必要な場合には損害賠償を言い渡されることがある。但し、材料の所有者はその材料を取り除く権利はない。

第555条 第三者が自己の材料で作物、建築物および制作物を作ったときは、土地の所有者はそれを取り上げまたはその第三者にそれを取り除かせる権利を有する。

土地の所有者が作物および建築の中止を要求したときは、損害賠償をせずにそれを作った者の費用で取り除かせることができる。必要な場合には、土地の所有者がこうむった損害に対して損害賠償が言い渡される。

土地の所有者がその作物および建築物を保有することを望むときは、その土地が受けた価格の増額を考慮せずに材料の価格および手間賃を支払わなければならない。但し、その作物、建築物および制作物が果実の返還を言い渡されなかった所有権を剥奪された第三者により作られた場合は、その善意に鑑み、土

地の所有者はその制作物、作物および建築物の撤去を請求することはできない。しかし、土地の所有者は、材料の価格および手間賃を支払うかまたは土地の価格が増額したのに等しい額を支払うかを選択することができる。

第556条 河川の沿岸の土地に相次いで且つ僅かに形成された堆積地および増積地を河岸寄州 (alluvion) という。

河岸寄州は、船舶が航行可能であるか否かにかかわらず川沿いの土地所有者に属する。但し、船舶が航行可能な場合は、規則に従って踏み台 (marchepied) または引き船道 (chemin de halage) を残さなければならない。

第557条 川の一方の側から他方の側へゆっくりと退いていく流水が形成する沿岸砂州 (relais) についても前条と同様とする。河岸寄州は土地を現した河岸の所有者に属する。但し、反対側の川沿いの土地所有者は失った土地を要求することができる。

海岸の寄州については前項の権利はない。

第558条 湖および池に関しては河岸寄州は起こらない。湖および池の所有者は、水量が減ったときでも池の水がいっぱいの高さのときに水が覆っている土地を所有している。

逆に池の所有者は、水が異常な高さに覆った岸辺の土地についてはいかなる権利も獲得しない。

第559条 船舶が航行できるか否かを問わず、河川が川沿いの土地のかなりの且つ識別できる部分を急な力で、低い土地へまたは川の反対側へ運び去ったときは、運び去られた土地の所有者は、その土地の所有権を主張することができる。但し、1年以内にその請求をしなければならない。その期間経過後はその請求は認められない。運び去られた土地を結合した土地の所有者がまだその土地を所有していないときはこの限りでない。

第560条 船舶が航行できる河川にある島および堆積地は、それに対する権利または時効取得がない限り、国家に属する。

第561条 船舶が航行できない河川にある島および堆積地は、島がある側の川沿いの土地所有者に属する。島が一方の側だけに片寄らないときは、河川中央に引いた線から兩岸の川沿いの土地所有者に属する。

第562条 河川が新たな支流を生じ川沿いの土地所有者の畑を切り離しまたは包括して島を作ったときは、その島が航行可能な河川の中にあるにもかかわらず、川沿いの土地所有者はその畑の所有権を維持する。

第563条 航行可能であると否とを問わず河川が古い河床を放棄して新たな流れを

作ったときは、新たに占拠された土地の所有者は、補償としてそれぞれ奪われた土地の割合において放棄された古い河床を手に入れる。

第564条 鳩、兎、魚が他の鳩舎、兎小屋または池に移ったときは、鳩、兎、魚は鳩舎、兎小屋、池の所有者に属する。但し、詐欺および策略によって引き寄せた場合はこの限りでない。

第2節 動産に関する従物取得権 (Du Droit d'accession relativement aux choses mobilières)

第565条 異なる2人の所有者に属する2個の動産を対象とする従物取得権は、完全に自然の衡平原則に従う。

以下の規則は、裁判官が予測しなかった場合に特別な事情に従って決定するための手本となる。

第566条 合体して一つの物となっている異なる所有者に属する2個の動産が他方の物なしでも存続できる方法で分離できるときは、すべての動産は主たる部分を形成している物の所有者に属する。但し、合体している動産の価格をもう一方の所有者に支払わなければならない。

第567条 主たる部分の使用、装飾または補完のためだけに他の部分に合体している物は、主たる部分とみなされる。

第568条 合体した物が主たる物よりはるかに高価でしかも所有者が知らない間に合体されていたときは、合体された主たる物が破損する恐れのあるときでもその所有者は自分に戻してもらうために合体した物の分離を請求することができる。

第569条 一つで全体を構成するために合体された二つの物のうち一つが他の物の付属物とはみなされないときは、価格の高い方または価格がほとんど等しいときは量の多い方を主たる物とみなす。

第570条 職人またはその他の者が自己に属さない材料で新たな種類の物を作ったときは、それがもとの形に戻るか否かを問わず、その材料の所有者は、手間賃を償還して新たにできた物を請求する権利を有する。

第571条 しかし手間賃が高く、用いられた材料の価格をはるかに超えるときは、その手仕事による技術は主たる部分とみなされ、仕事をした者は材料の費用を所有者に償還して仕事を加えた物を引き取る権利を有する。

第572条 自己に属する材料と自己に属さない材料を用いて新たな種類の一つの物を作り、二つの材料のいずれも完全に解体されなくても二つの材料を分離する

ときには支障がある場合は、新たな物は2人の所有者の共有とする。但し、そのうちの1人は自己に属する材料について権利を有し、もう一方の者は同時に自己に属する材料と手間賃について権利を有する。

第573条 数人の所有者に属する材料の寄せ集めで一つの物が作られ、どの材料も主たる材料とはみなされ得ない場合に、それらの材料が分離できるときは、知らない間に自分の材料が寄せ集められていた者は、その分離を請求することができる。

それらの材料が支障なしに分離できるときは、知らない間に自分の材料が寄せ集められた者は、その分離を請求することができる。

それらの材料が支障なしには分離できないときは、その所有者数人は自己に属する材料の数量、性質、価格の割合に応じて新たな物の権利を共有する。

第574条 数人の所有者のうちの1人に属する材料が数量および価格について他の所有者の材料よりはるかに高価であるときは、はるかに高価な材料の所有者は、他の所有者にその材料の価格を償還して、寄せ集められた物を請求することができる。

第575条 新たに作った物がそれを作った材料の所有者間の共有であるときは、その物は共通の利益のために換価処分しなければならない。

第576条 材料の所有者が知らない間にその材料を用いて別の種類の物が作られ、その材料の所有者が作られた物の所有権を請求できるときは、材料の所有者は同じ性質、数量、目方、大きさおよび同質の材料の返還またはその価格の償還を請求できる。

第577条 他人が知らない間に他人に属する材料を使用した者は、必要な場合には、損害賠償を言い渡されることがある。但し、万一の場合に特別な方法での訴追はこの限りでない。